

令和4年度

# 事 務 概 要

## 兵庫県立身体障害者更生相談所

〒651-2134  
神戸市西区曙町1070  
(兵庫県立総合リハビリテーションセンター内)

電 話 (078) 927-2727 代表  
FAX (078) 927-2745

## ◆ 目 次 ◆

1	設 置	1
2	沿 革	1
3	職員配置状況	2
4	業務内容	3
5	身体障害者手帳の審査・交付等状況	
	(1) 身体障害者手帳所持者数	5
	(2) 令和3年度 身体障害者手帳処理状況	6
	(3) 令和3年度 身体障害者審査部会実施結果	6
6	補装具等の相談・判定状況	
	(1) 相談・判定状況の推移（平成28～令和3年度）	7
	(2) 令和3年度相談・判定状況	8
7	令和4年度身体障害者巡回相談実施要領	9
	(別表) 巡回相談の地域区分	11
	(別紙) 令和4年度身体障害者巡回相談日程表	12
	(参考) 令和2・令和3年度巡回相談実施状況	13
8	令和4年度地域リハビリテーション推進事業	14
(参考資料)		
	・兵庫県立身体障害者更生相談所位置図	15
	・建物平面図及び配置図	16

## 1 設 置

### (1) 兵庫県立身体障害者更生相談所の役割

身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町の援護の適切な実施を支援するための専門機関として設置している。(身体障害者福祉法第11条)

### (2) 設置年月日

昭和27年11月21日 (兵庫県規則第77号)

### (3) 設置場所

神戸市西区曙町1070 (兵庫県立総合リハビリテーションセンター内)

### (4) 建物の規模、構造

鉄筋コンクリート造3階建の1・2階部分 延面積319.0m<sup>2</sup>

## 2 沿 革

- 昭和27年11月21日 身体障害者福祉法(昭24.12.26法律第283号)第11条及び兵庫県身体障害者更生相談所規則(昭27.11.21兵庫県規則第77号)に基づき、神戸市生田区楠町7丁目の兵庫県立中央児童相談所内に「兵庫県身体障害者更生相談所」(以下、本項で「相談所」という。)を設置する。
- 昭和32年10月1日 相談所を神戸市須磨区上手崎町3丁目1番地に移転する。
- 昭和32年12月1日 地方自治法(昭22.4.17法律第67号)の一部改正(昭31.9.1法律第147号)により、神戸市身体障害者更生相談所(所在地:神戸市兵庫区水木通2-1-10)が設置され、神戸市の区域が相談所の所管区域から除外される。
- 昭和41年6月1日 相談所の所在地「上手崎町」が「行平町」に地名変更される。
- 昭和45年4月1日 相談所を神戸市垂水区玉津町吉田1070番地の「玉津福祉センター」内に移転する。
- 昭和51年7月21日 相談所の所在地「玉津町吉田」が「曙町」に地名変更される。
- 昭和52年7月1日 「玉津福祉センター内」に「能力開発センター」が開設され、相談所を同開発センター内の建物に移転する。
- 昭和57年8月1日 神戸市の分区により、所在地「垂水区」が「西区」に地名変更される。
- 昭和62年3月31日 相談所を「兵庫県立身体障害者更生相談所」と改称する(行政組織規則改正規則第44号)。
- 平成4年4月1日 「玉津福祉センター」を「兵庫県立総合リハビリテーションセンター」に改称する。
- 平成26年4月1日 県内の身体障害者手帳の交付事務(神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市の各市内居住者を除く。)が、各健康福祉事務所から兵庫県立身体障害者更生相談所に移管される。
- 平成30年4月1日 明石市の身体障害者手帳の交付事務が市に移譲される。
- 平成30年11月 兵庫医科大学に適合判定等のランチ機能を設置。「電動車いす」及び「座位保持装置」の再支給に限定
- 令和4年4月 県立障害児者リハビリテーションセンター(愛称:あまりハ)において兵庫医科大学と同様のランチ機能を設置

### 3 職員配置状況

(令和4年4月1日 現在)

職 名		人 員 (人)			備 考
		専任	兼務等	計	
正 規 職 員	所 長	1	0	1	事務
	医療参事	1	0	1	医師 (整形外科)
	副所長兼事業課長	1	0	1	事務
	課長補佐	7	0	7	事務6 技術 (理学療法士)
	主 任	2	0	2	事務2 (再任用1含む)
(正規職員 計)		12	0	12	
会 計 年 度 任 用 職 員	相談判定員	2	0	2	看護師、心理士
	医療参事	0	1	1	医師 (整形外科) *嘱託医師兼務
	嘱託医師	0	5	5	整形外科3、循環器科1、 耳鼻咽喉科1
	聴能検査事務員	0	1	1	臨床補聴器技能士
	補装具判定員	1	0	1	看護師
	県政推進員	1	0	1	事務
(会計年度任用職員 計)		4	7	11	
合 計		16	7	23	

#### 4 業務内容

県立身体障害者更生相談所は、概ね次の業務を行っている。

##### (1) 身体障害者手帳の審査・交付（身体障害者福祉法第15条）

身体障害者手帳の交付を希望する者から居住地の市町を通じて提出された申請書類について、指定医師の診断書・意見書を踏まえて審査を行い、身体障害を認定したものに手帳を交付する。

（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市及び明石市の居住者を除く。）

なお、審査において、特に専門的判断を必要とする場合または身体障害に該当しないため却下する場合は、兵庫県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会 身体障害者審査部会）に諮問し、答申を得ることとしている。

##### (2) 自立支援医療（更生医療）費支給の要否判定

（身体障害者福祉法第11条第2項、障害者総合支援法第74条第2項）

市町（神戸市を除く。本項4において以下同じ。）が行う身体障害者に対する自立支援医療（更生医療）費の支給について、市町の求めに応じ、その要否を判定する。（市町に対する技術的助言）

##### (3) 補装具費の支給にかかる処方及び適合の判定

（身体障害者福祉法第11条第2項、障害者総合支援法第76条第3項）

身体障害者及び難病患者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、市町が行う補装具費の支給について、市町の求めに応じ、当該補装具の処方並びに適合に関する医学的及び心理学的判定等を行う。（市町に対する技術的助言）

##### (4) 巡回相談（身体障害者福祉法第11条第3項）

上記(3)の補装具費の支給にかかる処方及び適合の判定について、本県の地理的条件を考慮し、申請者の利便を図るため、市町や健康福祉事務所等関係機関の協力を得ながら、巡回相談を実施する。（詳細は「身体障害者巡回相談実施要領」（P.9）のとおり。）

昭和45年から県立総合リハビリテーションセンターと合同（事業委託）で実施し、相談事業内容の充実強化に努めている。

なお、平成18年度から、聴覚障害（補聴器）に係る判定は、文書判定を基本としたことから、巡回（移動）相談における判定は廃止した。

[標準的なメンバー編成]

所 属	担 当 職 員
県立身体障害者更生相談所	整形外科医師、身体障害者福祉司、理学療法士、心理判定員
県立総合リハビリテーションセンター中央病院	整形外科医師、理学療法士
市福祉事務所及び町	身体障害者福祉事務担当者

**(5) 地域リハビリテーションの推進**

身体障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、市町及び関係機関等の相互連携を図ることを通じて、地域での一貫した総合的なリハビリテーション活動を推進する。

- ① 市町の身体障害者福祉事務担当職員を対象に研修会の開催
- ② 補装具等適正化委員会の設置
- ③ 身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師の研修会の開催
- ④ 兵庫県リハビリテーション協議会への参画・協働

なお、①・②の概要は、「令和4年度地域リハビリテーション推進事業」(P. 14)のとおり。

**(6) 市町・関係機関等への情報提供等**

身体障害者の更生援護の利便のため、市町や関係機関等に各種情報(厚生労働省からの通知、障害者福祉サービス利用情報等)の提供や必要な援助を随時行う。

## 5 身体障害者手帳の審査・交付等状況

### (1) 身体障害者手帳所持者数

令和4年3月31現在  
(人)

障害種別	区分	重 度		中 度		軽 度		合 計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視 覚	県	1,603	1,582	313	382	775	323	4,978
	政・中	3,386	3,185	678	767	1,370	532	9,918
	計	4,989	4,767	991	1,149	2,145	855	14,896
聴 覚	県	333	1,396	770	2,100	37	2,320	6,956
	政・中	660	2,724	1,344	2,859	61	4,184	11,832
	計	993	4,120	2,114	4,959	98	6,504	18,788
言 語 そしゃく	県	51	61	563	379	0	0	1,054
	政・中	53	93	976	591	0	0	1,713
	計	104	154	1,539	970	0	0	2,767
肢 体	県	7,500	8,169	8,173	13,911	5,415	2,478	45,646
	政・中	14,515	15,417	13,732	22,249	9,929	3,671	79,513
	計	22,015	23,586	21,905	36,160	15,344	6,149	125,159
内 部	県	16,361	261	3,663	6,153	0	0	26,438
	政・中	22,548	611	8,794	9,853	0	0	41,806
	計	38,909	872	12,457	16,006	0	0	68,244
心 臓	県	10,123	124	2,220	2,088	0	0	14,555
	政・中	13,012	311	5,674	4,022	0	0	23,019
	計	23,135	435	7,894	6,110	0	0	37,574
じん臓	県	5,669	44	589	142	0	0	6,444
	政・中	8,719	128	1,307	142	0	0	10,296
	計	14,388	172	1,896	284	0	0	16,740
呼吸器	県	382	32	584	302	0	0	1,300
	政・中	515	95	1,435	530	0	0	2,575
	計	897	127	2,019	832	0	0	3,875
ぼうこう 直 腸	県	26	24	238	3,477	0	0	3,765
	政・中	20	20	304	4,997	0	0	5,341
	計	46	44	542	8,474	0	0	9,106
小 腸	県	21	4	22	122	0	0	169
	政・中	34	11	48	141	0	0	234
	計	55	15	70	263	0	0	403
肝 臓	県	140	33	10	22	0	0	205
	政・中	248	46	26	21	0	0	341
	計	388	79	36	43	0	0	546
合 計	県	25,848	11,469	13,482	22,925	6,227	5,121	85,072
	政・中	41,162	22,030	25,524	36,319	11,360	8,387	144,782
	計	67,010	33,499	39,006	59,244	17,587	13,508	229,854
免疫機能障害(全県分)								1,019
合計(免疫含む)								230,873

※ 凡例 県 : 県（身体障害者更生相談所において審査・交付）の所管分  
政・中 : 政令市（神戸市）及び中核市（姫路市、尼崎市、西宮市、明石市）の所管分  
計 : 上記の計（全県分）

※ 一人に複数の障害がある場合は、障害の程度を合算し、最も重度な障害種別の欄に記載している。  
(実人数ベース)

(2) 令和3年度 身体障害者手帳処理状況

区分	令和3年度 受理件数	うち令和2年 度からの繰越 件数	処理件数			令和3年度 未処理件数
			交付	却下	取下げ	
新規	4,714	20	4,477	75	70	4,622
程度変更	2,329	10	2,226	36	46	2,308
再交付 紛失・破損	803	1	788	0	4	792
小計	3,132	11	3,014	36	50	3,100
合計	7,846	31	7,491	111	120	7,722

(3) 令和3年度 身体障害者審査部会実施結果

(兵庫県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 身体障害者審査部会)

区分	肢体	視覚	聴覚 平衡	言語 そしゃく	心臓	腎臓	呼吸器	小腸	ぼうこう 直腸	免疫	肝臓	内 部 18歳未 満	計
交付	12	7	18	6	8	10	49	2	5			15	132
指定医師の意見どおり <small>等級の上かつたもの と異なるもの</small>			1		1		1					4	7
新規 程度変更	281	1	4	2	7	3	42					1	341
要返戻(要確認) 申請取下げ	54		1	6	3	2	6		3			1	75
	30				1				4				36
	16	2	1	1		1	3						24
	4						5						9
合計	397	10	25	15	20	16	106	2	12	0	0	21	624



6 補装具等の相談・判定状況  
 (1) 相談・判定状況の推移（平成28～令和3年度）

年度	区分	相談内容						判定内容						判定書 交付 件数								
		取扱 実人員		補装具		職業		施設		生活		その他			計							
		人	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件									
28	来所	3,044	943	2,101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,044	939	1,976	2,915	55	0	3,043	6,013	2,254
	巡回相談	593	0	593	0	0	0	0	0	0	0	0	0	593	0	518	518	0	0	594	1,112	484
	計	3,637	943	2,694	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,637	939	2,494	3,433	55	0	3,637	7,125	2,738
29	来所	3,060	1,073	1,987	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,060	1,068	1,838	2,906	71	0	3,067	6,044	2,336
	巡回相談	553	0	553	0	0	0	0	0	0	0	0	0	553	0	481	481	0	0	555	1,036	450
	計	3,613	1,073	2,540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,613	1,068	2,319	3,387	71	0	3,622	7,080	2,786
30	来所	2,966	1,038	1,926	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,964	1,036	1,808	2,844	57	0	2,833	5,734	2,342
	巡回相談	556	0	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0	556	0	486	486	0	0	535	1,021	446
	計	3,522	1,038	2,482	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,520	1,036	2,294	3,330	57	0	3,368	6,755	2,788
R1	来所	3,405	1,121	2,284	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,389	1,116	2,089	3,205	50	0	3,259	6,514	2,523
	巡回相談	523	0	523	0	0	0	0	0	0	0	0	0	523	0	449	449	0	0	508	957	418
	計	3,928	1,121	2,807	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,912	1,116	2,538	3,654	50	0	3,767	7,471	2,941
R2	来所	3,379	1,219	2,160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,360	1,216	1,989	3,205	45	0	3,269	6,519	2,561
	巡回相談	446	0	446	0	0	0	0	0	0	0	0	0	446	0	383	383	0	0	443	826	361
	計	3,825	1,219	2,606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,806	1,216	2,372	3,588	45	0	3,712	7,345	2,922
R3	来所	3,166	1,139	2,027	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,160	1,139	1,956	3,095	49	0	2,994	6,138	2,476
	巡回相談	449	0	449	0	0	0	0	0	0	0	0	0	449	0	391	391	0	0	447	838	372
	計	3,615	1,139	2,476	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,609	1,139	2,347	3,486	49	0	3,441	6,976	2,848

(注) 各年度の数値は、「当該年度受付分の当該年度処理件(人)数」と「当該年度受付分の当該年度処理件(人)数」の合計値である。

※R1年度～R3年度のコロナウイルス感染拡大防止のための特例文書判定は、それぞれ来所、巡回相談を含む

(2) 令和3年度 相談・判定状況

区分	取扱 実人員 人	相談内容						判定内容						判定書 交付 数 件						
		更生 医療 件	補装具 件	職業 件	施設 件	生活 件	その他 件	計 件	医学的判定			計 件	心理 判定 件		職能 判定 件	施設 件	その 他の 判定 件	計 件		
									更生 医療 件	補装具 件	計 件								計 件	計 件
視覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
聴覚	1,290	0	1,285	0	0	0	1,285	0	1,285	0	1,285	0	0	0	1,285	0	855			
肢体	1,065	329	736	0	0	0	1,065	329	671	1,000	49	0	0	899	0	811				
	499	0	446	0	0	0	446	0	391	391	5	0	0	447	0	372				
内部 (来所)	236	236	0	0	0	0	236	236	0	236	0	0	0	236	0	236				
	6	6	0	0	0	0	6	6	0	6	0	0	0	6	0	6				
	492	491	0	0	0	0	491	491	0	491	0	0	0	491	0	491				
	48	48	0	0	0	0	48	48	0	48	0	0	0	48	0	48				
小腸・他	29	29	0	0	0	0	29	29	0	29	0	0	0	29	0	29				
総計	3,166	1,139	2,021	0	0	0	3,160	1,139	1,956	3,095	49	0	0	2,994	0	2,476				
	449	0	449	0	0	0	449	0	391	391	0	0	0	447	0	372				
計	3,615	1,139	2,470	0	0	0	3,609	1,139	2,347	3,486	49	0	0	3,441	0	2,848				

(注) 数値は、「令和3年度受付分の年度内処理件(人)数」と「過年度受付分の令和3年度処理件(人)数」の合計値である。

## 7 巡回相談

### (1) 令和4年度 身体障害者巡回相談実施要領

#### 1 趣 旨

この要領は、身体障害者福祉法第 11 条第 3 項及び身体障害者更生相談所の設置及び運営について（平成 15 年 3 月 25 日 障発第 0325001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定に基づき実施する巡回相談について、必要な事項を定める。

#### 2 実施主体（機関）

兵庫県立身体障害者更生相談所（以下、「身更相」という。）

#### 3 協力機関

兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター（以下、「総合リハ」という。）及び市町（神戸市を除く。）

#### 4 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている者及び難病患者等

#### 5 相談日及び会場

各年度で定める「身体障害者巡回相談日程表」のとおり

#### 6 相談内容

- (1) 補装具（義肢・装具、車椅子）の支給に関する判定・相談、適合判定、装用指導
  - (2) 補装具（電動車椅子、座位保持装置）に関する相談
- なお、支給に関する判定は行わない。

#### 7 役割分担及び相談の進め方

- (1) 市町は、対象者から巡回相談参加の希望を受理し、適当と認めた場合は、巡回相談の開催地の市町（以下、「開催地市町」という。）に巡回相談対象者名簿（以下、「名簿」という。）を送付する。また、対象者等から相談判定に必要な項目を聴取し、その内容を記した調査票を名簿と合わせて、身更相に送付する。
- (2) 開催地市町は、相談日の 2 週間前までに各市町の名簿を取りまとめ、管内対象者の調査票と合わせて、身更相に送付する。  
なお、対象者数は、当日診察を行う医師 1 人あたり概ね 15 名以内とし、状況に応じて身更相と開催地市町で調整を行う。
- (3) 身更相は、名簿、調査票及び過去の判定記録に基づき、必要に応じて市町と協議し、相談者を決定し、市町に通知する。
- (4) 身更相と市町は、対象者と関係者の健康状況を把握するとともに、必要な対応について十分留意する。

(5) 相談当日の役割分担は次のとおりとする。

① 会場設営：開催地市町

② 受付：開催地市町

受付時間は、原則、午前9時30分から12時の間とし、市町を通じて、あらかじめ対象者に受付時間を通知する。

③ 面接：身更相（身体障害者福祉司、看護師等）

④ 診察：身更相・総合リハ（整形外科医師）

（身更相・総合リハの理学療法士、看護師等が診察補助）

⑤ 採型：補装具製作事業者

## 8 その他

(1) 開催地市町は、相談会場の選定にあたっては、和室や上履きが必要な部屋等を避け、かつ対象者のプライバシー保護に十分配慮して、待合室、面接室、診察室、補装具採型室を準備する。なお、相談室に設置するブースの数と診察室の数は、対応する職員数に準じ、診察室は、車椅子の試乗ができる広さを確保する。

(2) 市町は、必要に応じて面接・診察に立ち会うことができる。

(3) 市町は、相談者が希望する補装具製作事業者と、相談当日の参加について連絡調整を行う。

なお、補装具製作事業者が参加できない場合は、後日採型を行う。

(4) 市町は管内の対象者に巡回相談の周知を図るとともに、効率的な実施に向け、協力をを行う。

(5) 災害等発生時（地震、風水害、感染症拡大期等）、又はそのおそれがある時（気象警報発令時等）は、身更相と関係する協力機関が協議し、実施の可否を決定する。

(6) この要領に定める事項以外については、その都度身更相と関係する協力機関が協議し、決定する。

(別表) 巡回(移動)相談の地域区分

町 関係市 地域区分	市	町 (健康福祉事務所)	備考
阪神南	尼崎 西宮 芦屋		
阪神北	伊丹 宝塚 川西 三田	猪名川 (宝塚)	
東播磨	明石 加古川 高砂	稲美 (加古川) 播磨	
北播磨	西脇 三木 小加加	多可 (加東)	
中播磨	姫路	神河 市川 福崎 (中播磨)	
西播磨	相対の たつ穂 赤穴粟	太子 上郡 佐用 (龍野)	
但馬	豊岡 養父 朝来	香美 (新温泉) 新温泉	
丹波	篠山 丹波		
淡路	洲本 南あわじ 淡路		

(別表) 令和4年度 身体障害者巡回相談日程表

地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
阪神	実施日	22日(第4金)	13日(第2金)	17日(第3金)	8日(第2金)	5日(第1金)	16日(第3金)	7日(第1金)	4日(第1金)	6日(第1金)	3日(第1金)	17日(第3金)	
	開催地市町	西宮市	宝塚市	尼崎市	西宮市	伊丹市	尼崎市	西宮市	宝塚市	川西市	西宮市	尼崎市	
	実施会場	西宮市 総合福祉センター	宝塚市 総合福祉センター	尼崎市立 身体障害者福祉センター	西宮市 総合福祉センター	伊丹市立 障害者福祉センター	尼崎市立 身体障害者福祉センター	西宮市 総合福祉センター	宝塚市 総合福祉センター	尼崎市立 身体障害者福祉センター	キセラ川西 プラザ	西宮市 総合福祉センター	尼崎市立 身体障害者福祉センター
	実施日					19日(第3金)							
	開催地市町					三田市							
中播磨	実施日			3日(第1金)			21日(第3金)				17日(第3金)		
	開催地市町			姫路市			姫路市				姫路市		
	実施会場			姫路市 総合福祉会館			姫路市 総合福祉会館				姫路市 総合福祉会館		
西播磨	実施日								2日(第1金)				
	開催地市町								たつの市				
	実施会場								たつの市 はつらつセンター				
但馬	実施日		27日(第4金)		26日(第4金)							3日(第1金)	
	開催地市町		豊岡市		養父市				11日(第2金)			朝来市	
	実施会場		豊岡市役所 立野庁舎		養父公民館				新温泉町 健康福祉センター すこやか〜に			和田山 生涯学習センター	
丹波	実施日			10日(第2金)									
	開催地市町			丹波市					14日(第2金)				
	実施会場			丹波市 水上住民センター					丹波篠山市 市民センター				
淡路	実施日				1日(第1金)								
	開催地市町				洲本市					20日(第3金)			
	実施会場				洲本市 健康福祉会館 (みなと元気館)					南あわじ市 保健センター			

(参考) 令和2年度・令和3年度 身体障害者巡回相談実施状況

地域	令和2年度			令和3年度		
	実施月日	実施場所	実人員 (人)	実施月日	実施場所	実人員 (人)
阪神	6月19日	尼崎市立身体障害者福祉センター	17	6月18日	尼崎市立身体障害者福祉センター	26
	9月18日	尼崎市立身体障害者福祉センター	16	9月17日	尼崎市中央北生涯学習プラザ	28
	12月18日	尼崎市立身体障害者福祉センター	24	12月17日	尼崎市中央北生涯学習プラザ	28
	3月19日	尼崎市立身体障害者福祉センター	19	3月18日	尼崎市中央北生涯学習プラザ	27
	2月24日	西宮市役所東館	10	4月23日	西宮市総合福祉センター	18
	7月19日	西宮市総合福祉センター	23	7月9日	西宮市総合福祉センター	28
	1月2日	西宮市総合福祉センター	13	10月1日	西宮市総合福祉センター	22
	2月5日	西宮市総合福祉センター	21	2月4日	西宮市総合福祉センター	22
	5月8日	宝塚市総合福祉センター	10	5月14日	宝塚市総合福祉センター	18
	8月7日	伊丹市立障害者福祉センター	14	8月6日	伊丹市立障害者福祉センター	15
	8月21日	三田市総合福祉保健センター	9	8月20日	三田市総合福祉保健センター	2
	11月1日	宝塚総合福祉センター	23	11月5日	芦屋市立体育館・青少年センター	15
	1月8日	川西市役所	13	1月7日	川西市役所	14
	中播磨	6月5日	姫路市役所	15	6月4日	姫路市役所
10月23日		姫路市役所	25	10月22日	姫路市役所	29
2月19日		姫路市役所	27	2月18日	姫路市総合福祉会館	22
西播磨	7月31日	赤穂総合福祉会館	5	7月30日	相生市立総合福祉会館	10
	9月13日	宍粟防災センター	5	9月10日	南光文化センター	6
	12月4日	たつの市福祉会館	10	12月3日	たつの市はつらつセンター	10
但馬	5月29日	豊岡市福祉事務所	15	5月25日	豊岡市役所立野庁舎	11
	8月28日	養父公民館	8	8月27日	養父公民館	8
	12月21日	新温泉町民センター	11	11月12日	香美町役場	3
	3月5日	和田山生涯学習センター	11	3月4日	和田山生涯学習センター	4
丹波	6月12日	丹波市 氷上住民センター	5	6月11日	丹波市 氷上住民センター	5
	10月16日	丹波篠山市民センター	5	10月15日	丹波篠山市民センター	3
淡路	7月3日	南あわじ市保健センター	6	7月2日	洲本市健康福祉館	9
	1月22日	東浦すこやかセンター	9	3月11日	東浦すこやかセンター	5
計	(27回)		369	(27回)		405

## 8 令和3年度 地域リハビリテーション推進事業

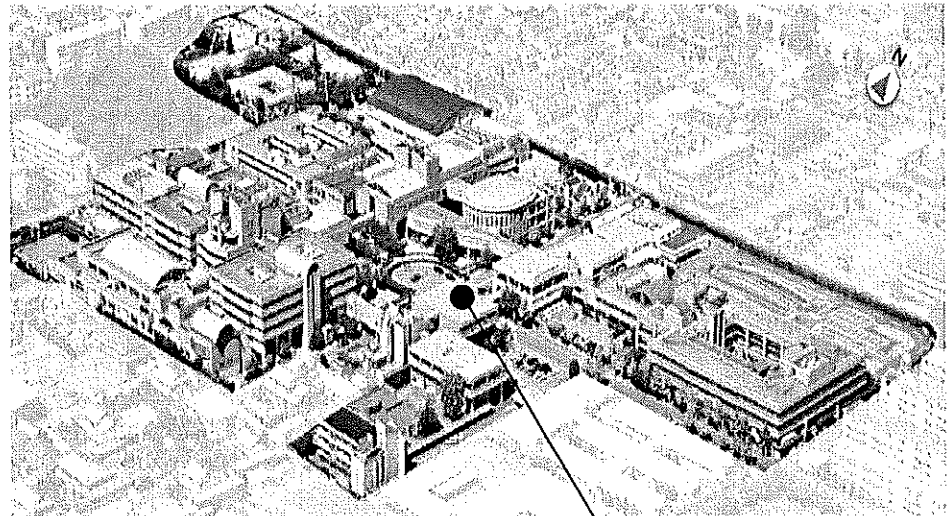
区分	① 身体障害者福祉行政関係職員研修会	② 補装具適性化委員会
目的	<p>身体障害者の更生援護を実施する上で必要なリハビリテーションに関する基本知識、技術等について、具体的、実践的な講習を行い、身体障害者福祉事務担当者の資質の向上を図る。</p>	<p>身体障害者の更生援護に係わる機関が相互の有機的連携の下に、各制度間の調整及び補装具製作委託業者との協議を通じて補装具給付の適性化を図り、身体障害者等に対する一貫したリハビリテーション活動の推進を図る。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具、日常生活用具及び更生医療に関する基本（医学的）講座の開催</li> <li>・厚生労働省通知、日常業務の円滑な遂行に向けた情報（共有）提供及び事務連絡</li> <li>・福祉施設等の実地見学</li> <li>・リハビリテーション医学、理学療法、作業療法、言語療法に関する医学講座</li> <li>・身体障害者福祉、リハビリテーションに関する情報提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p> <p style="text-align: center;">（年2回開催）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具等に関する法的・制度上の疑義、問題点の検討・協議</li> <li>・補装具納品の適正化に向けた協議、調整及び厚生労働省通知等の事務連絡</li> <li>・判定関係スタッフへの定期研修</li> <li>・補装具等（義肢装具・車椅子）の処方体制と処方箋の準備確立</li> <li>・補装具開発製作技術セミナーの開催</li> <li>・補装具使用に関する調査研究</li> <li>・福祉用具に関する情報交換</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p> <p style="text-align: center;">（適宜開催）</p>
参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市福祉事務所、町</li> <li>・県健康福祉部障害福祉担当課</li> <li>・県立総合リハビリテーションセンター（福祉のまちづくり研究所）</li> <li>・県立身体障害者更生相談所</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町</li> <li>・補装具製作施設及び補装具製作者</li> <li>・県立総合リハビリテーションセンター（福祉のまちづくり研究所）</li> <li>・県立身体障害者更生相談所</li> <li>・その他</li> </ul>



# 兵庫県立身体障害者更生相談所 位置図

〒651-2134 神戸市西区曙町1070

兵庫県立総合リハビリテーションセンター内

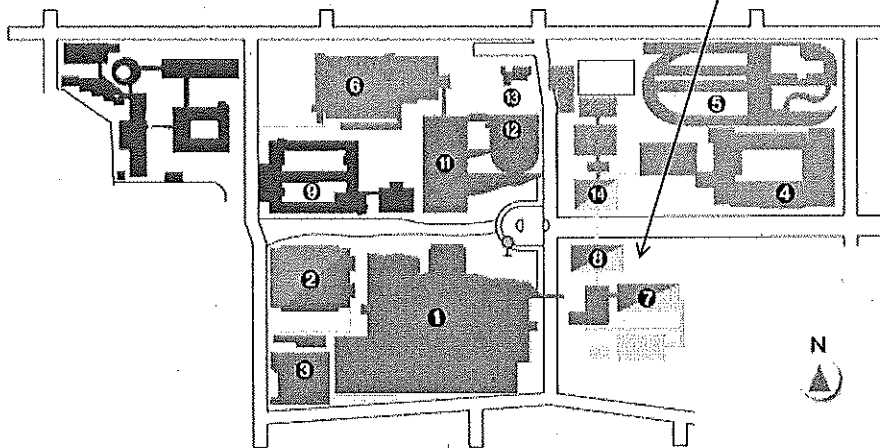


## ▼アクセスマップ



▲敷地航空写真

## ▼敷地平面図



⑧ 1F  
県立身体障害者更生相談所

### 医学リハビリ施設

- ① リハビリテーション中央病院
- ② 小児リハ部門(1F・3F)
- ③ 屋外リハビリ施設

### 社会リハビリ施設

- ② 障害児入所施設「おおぞらのいえ」  
1F 児童発達支援事業所  
2F 障害児入所施設 おおぞらのいえ
- ④ 障害者支援施設「自立生活訓練センター」
- ⑤ 障害者自動車運転訓練施設
- ⑥ 障害者スポーツ交流館

- ⑬ 1F 地域ケア・リハビリテーション支援センター

### 普通部門

- ⑭ 2F 総務部門

### 福祉施設

- ⑦ 障害者多機能型事業所「あけぼのの家」(1F)  
職業能力開発施設(2F)

### 研究・研修施設

- ⑪⑫ 福祉のまちづくり研究所  
1F 研修部門  
2F・3F 研究部門  
1F 福祉用具展示ホール
- ⑩ ウェルフェアテクノハウス「神戸」

### 福祉施設

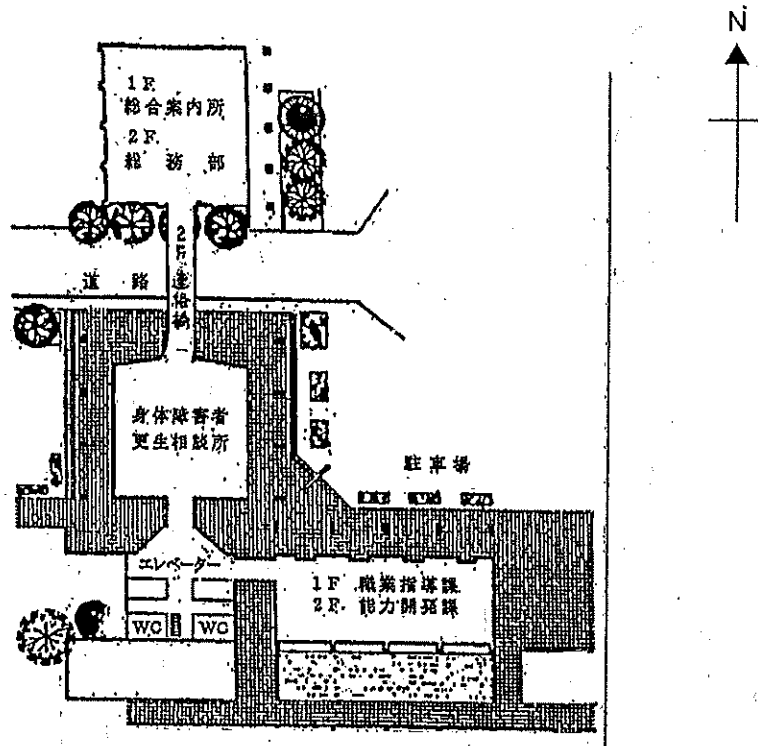
- ⑨ 救護施設「のぞみの家」

### 関係施設

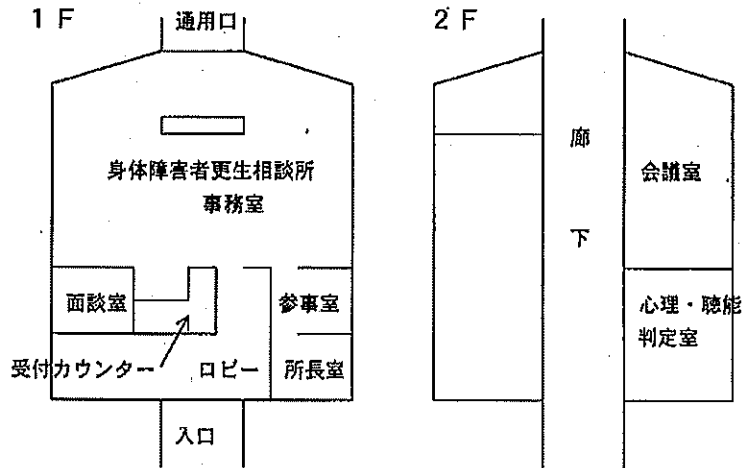
- ⑦ 3F 事業団事務局
- ⑧ 1F 県立身体障害者更生相談所

# 建物平面図 及び 配置図

## (1) 建物平面図



## (2) 配置図



区分	面積 m <sup>2</sup>
所長室・参事	24.0
事務室	145.0
面接室	7.5
玄関ロビー	49.5
計	226.0

区分	面積 m <sup>2</sup>
会議室	57.0
心理・聴能判定室	36.0
計	93.0